

記入例

岩国市観光クーポン券 取扱店舗申込 及び 同意書

- ・営業許可証等の届出に記載されている氏名を記入
- ・店舗が複数ある場合は、店舗ごとに申込みをお願いします。

※FAXで申込される場合、送付先に連絡をお願いします。

ふりがな	かぶしがいしゃ〇〇〇〇		
事業所名	株式会社〇〇〇〇		
ふりがな	れすとらん〇〇〇〇		
屋号・商号	レストラン〇〇〇〇		
業種形態	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 土産物店 <input type="checkbox"/> 交通事業者 <input type="checkbox"/> 観光施設 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)		
店舗住所	(〒741-0062) 岩国市岩国一丁目〇〇-〇〇		
店舗電話番号	0827-〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	0827-〇〇-〇〇〇〇
代表者名	岩国 太郎	事務担当者名	観光 花子
お店のPR	※30文字程度でお店のPRをご記入ください。 錦川を眺めながら、5歳の地酒や郷土料理もお楽しみいただけます。		

・営業許可証等の届出に記載されている住所を記入

所属団体	<input type="checkbox"/> () 観光協会 <input checked="" type="checkbox"/> 岩国商工会議所 <input type="checkbox"/> () 商工会 ※いずれかに所属		
	<input type="checkbox"/> 山口県旅館ホテル生活衛生同業組合 (岩国支部・岩国観光支部)		

岩国市新型コロナウイルス感染予防対策実施店	<input checked="" type="checkbox"/> 登録している	※ご記入いただきました個人情報、本事業に関する運営のみに使用させていただきます。 ※店舗・営業所等が複数ある場合は、店舗ごとに申込みをお願いいたします。 ※上記・左記ご登録がない場合、ご登録をしてください。
-----------------------	--	---

- ・感染予防対策を実施している事業所紹介・応援制度 (無料) です。
- ・未登録の方は、市環境施設課 (0827-29-5035) での登録をお願いします。

岩国市観光クーポン券に同意し、取扱店舗として申込みます。

記

- 取扱店舗は、反社会勢力に該当または関与しておらず、また、公序良俗に反していない事業所である。
- 取扱店舗は、使用済みであることを明示するために、受領したクーポン券の裏面に店名等を記入しなければならない。
- 取扱店舗は、前項の処理を行ったクーポン券を持参うえ、岩国市域にある西中国信用金庫、山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、東山口信用金庫、山口県農業協同組合、広島銀行のいずれかに提出しなければならない (ただし、一部取扱ができない支店等があるので、詳細については各金融機関に問い合わせること)。
- 換金額の支払いは、取扱店舗が指定した金融機関の預金口座に入金するものとし、現金での支払いはできないものとする。
- 指定金融機関以外への振込については振込にかかる手数料は取扱店舗負担とする。なお、振込額が10万円を超える場合は本人確認書類等の提示が必要となるので金融機関の規定に沿って手続きをするものとする。
- 換金日は、毎月6日、16日、26日として、入金または振込は原則として5営業日以内とする。ただし、換金日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、前営業日とする。
- 換金期間は、令和4年9月16日 (金) から令和5年2月6日 (月) までとする。
- クーポン券を単に現金化したり、自らの商品仕入れのために使用することはできないものとする。
- 商品販売によって受領したクーポン券を再販売、または再利用しないものとする。
- 換金性の高い商品 (図書券、ビール券、プリペイドカード、切手、印紙、他の商品券・クーポン券等)、たばこ、不動産、金融商品等の購入はできないものとする。
- つり銭は支払わないものとする。
- クーポン券の受け取りは善良な管理者としての注意義務をもって確認し、偽造されたクーポン券の使用を防止するよう注意することとする。
- 取扱店舗であることを明示する取扱店舗登録ステッカーを店頭またはレジスター等利用者にわかりやすい場所に掲示することとする。
- 取扱店舗は、この申込及び同意書を提出する場合、必ず控えをとることとする。

取扱店舗番号 (※事務局使用欄)